

静岡県青少年センターネットワーク規程

(目的)

第1条 一般財団法人静岡県青少年センターは、静岡県内において青少年育成を総合的に支援するため、青少年団体のみならず青少年に関わる課題等に取り組む活動や支援団体による連携強化を図るため、「静岡県青少年センターネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を築き、静岡県民自ら未来を見据えた青少年育成施策に関わる効果的でより具体的な支援体系を構築することを目的とする。

(事務所)

第2条 このネットワークの事務所は、静岡県青少年センター内に置く。

(事業)

第4条 このネットワークは、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年育成支援のため会員間の連携強化を図るための活動
- (2) 青少年に関わる環境を整えるための活動
- (3) 青少年育成施設の拡充運動
- (4) 青少年が夢を抱きこの役割と自立を促す活動
- (5) 青少年の健全な成長を促し安全な活動を推進する活動
- (6) その他目的達成のために必要な活動

(組織)

第5条 このネットワークは、その目的に賛同し入会した団体、個人及び県内の企業等で積極的に参画するもので構成する。

(会員)

第6条 このネットワークの会員は、正会員及び賛助会員の2種とする。

2 正会員は、このネットワークに入会した団体、個人とする。

3 賛助会員は、このネットワークの運営に協力する個人及び団体とする。

(入会)

第7条 このネットワークに入会しようとするものは、入会申込書(様式第1号)を会長に提出し、その承認を得るものとする。

(退会)

第8条 このネットワークを退会しようとするものは、退会届(様式第2号)を会長に提出したものとする。

2 会員が、会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(会費)

第9条 会員は次に掲げる会費を納入するものとする。

(1) 正会員

- ① 個人 年額1,000円
- ② 団体 年額3,000円

(2) 賛助会員 年額1口5,000円以上

(機関)

第10条 このネットワークに次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(総会)

第11条 総会は、このネットワークの最高の議決機関であって、正会員、賛助会員をもつて構成する。

2 総会は、毎年1回以上、会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業及び予算計画
- (2) 事業及び決算報告
- (3) 会長等役員の選出
- (4) その他特に必要とする事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成し、業務の運営に当たると共に、緊急を要する事項を処理する。

- 2 運営委員会は、会長が招集し、必要な事項を別に定める。
- 3 運営委員の3分の1以上から、ネットワークに付議すべき事項を示して運営委員会の招集を求められた場合は、その請求のあった日から2週間以内に会長は召集しなければならない。

(部会)

- 第13条 このネットワークの目的及び事業を推進するため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、青少年育成活動の推進、課題の把握、現況分析、支援等の研究を行う。
 - 3 部会の設置にあっては、部会長を置き円滑な運営にあたる。
 - 4 部会長は、会長が指名する。
 - 5 部会は、会長に対し、報告及び意見を述べることができる。
 - 6 必要な事項については、別に定める。

(議決)

- 第14条 総会及び運営委員会は、委任状を含めて構成員の2分の1以上の出席で成立し、その議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(議決の委任)

- 第15条 やむを得ない理由のため総会及び運営委員会に出席できないものは、議案について、文書をもって他の構成員に議決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(役員)

- 第16条 このネットワークに次の役員をおく。
- (1) 会長 1人 (理事長が兼任する)
 - (2) 副会長 3人以内
 - (3) 運営委員 17人以内
 - (4) 監事 2人以内

(役員の職務)

- 第17条 会長は、このネットワークの業務を統括し、このネットワークを代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
 - 3 運営委員は、第13条に定めるところにより、その職務を行う。
 - 4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の選任)

- 第18条 会長は、一般財団法人静岡県青少年センター理事長があたる。
- 2 副会長、運営委員及び監事は、総会において選任する。

(役員の任期等)

- 第19条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じ、緊急に補欠する必要がある場合は、運営委員会がこれを選任し、次の総会の承認を求めるものとする。
 - 3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(顧問)

- 第20条 このネットワークに顧問を置くことができる。
- 2 顧問は役員を除く会員又は有識者の中から、運営委員会において選任し、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、重要な事項について会長又は部会長の求めに応じ、運営委員会又は部会に出席し、意見を述べることができる。
 - 4 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(事務局)

- 第21条 このネットワークの事務を処理するため、静岡県青少年センターに事務局を置き庶務を行う。
- 2 事務局の職員は、会長が任免する。
 - 3 事務局の職員に関し必要な事項は、別に定める。

(会計年度)

- 第22条 このネットワークの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第 23 条 このネットワークに要する経費は、会費、寄附金、助成金等をもって充てる。

(重要事項の決定)

第 24 条 この規程の改正等重要事項については、総会出席者の 4 分の 3 以上の同意を得て決定することができる。

(施行細則)

第 25 条 この規程の施行について必要な事項は、運営委員会の協議を経て会長が定める。

附則

この規約は、令和 8 年 1 月 17 日から施行する。

入会申込書

静岡県青少年育成ネットワーク会長様

静岡県青少年育成ネットワークの趣旨に賛同し、下記により入会します。

令和年月日

氏名 (名称)				印
会員区分	正会員個人	正会員団体	賛助会員	
会費	金 円也(口)			
連絡先 (所在地)	〒 住所 電話 FAX メールアドレス			

様式第2号

退会届
静岡県青少年育成ネットワーク会長様

下記の理由により静岡県青少年育成ネットワークを退会します。

理由

令和 年 月 日

住所(所在地)

氏名(名 称)

印

運営委員会細則

(運営委員長の設置)

第1条 この委員会に運営委員長(以下「委員長」という。)を置く。

(選任)

第2条 委員長は、副会長の互選により決定する。

(任期)

第3条 委員長の任期は副会長の任期とし、再任を妨げない。

(代行)

第4条 委員長に事故あるときは欠けたときは、あらかじめ順番を決定した副会長がその職務を代行する。

(聴聞)

第5条 委員長は、必要あるときは運営委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

附則

この細則は、令和7年月日から施行する

静岡県青少年育成ネットワーク後援取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県青少年育成ネットワーク(以下、「本ネットワーク」という。)の後援名義使用の承認について、必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第2条 この要領において、後援は、協賛、協力及びこれに類するものを含むこととし、名義は、すべて静岡県青少年育成ネットワーク後援とする。

(主催者の承認基準)

第3条 本ネットワークの後援名義使用の承認の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益社団(財団)法人、又は別な法律に基づき設立された公益的性格を有する法人
- (3) 本ネットワーク正会員団体又は賛助会員団体
- (4) 新聞、ラジオ、テレビその他報道機関
- (5) 前各号に掲げる以外の団体で、その存在及び基礎が明確で事業遂行能力が十分有るゝと認められ、その事業が第4条の各号に該当し、適当であると認められるもの

2 前項の規定に関わらず、「静岡県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」に定義されるものには、本ネットワークの後援名義の使用を承認しない。

(事業の承認基準)

第4条 本ネットワークの後援名義使用の承認の対象となる事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業の目的が、青少年健全育成の推進に寄与するものと認められること。
- (2) 公益性を有するものであって、特定の流派や系列に偏せず、主催者の構成員の親睦を目的とするものでないこと。
- (3) 実施時期、場所、方法等が適切であること。
- (4) 事業の範囲が全県にわたり、県内で開催されるものであること。ただし、本ネットワークが青少年健全育成推進の上で特に必要と認めるものについてはこの限りでない。
- (5) 収益事業に類するものでなく、かつ、入場料等が適切であること。ただし、青少年を対象とする事業にあっては、無料又は実費程度の料金を原則とすること。
- (6) 特定の宗教活動、又は政治活動を内容としていないこと。
- (7) 公序良俗に反しないもの、その他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。

(承認の手続)

第5条 本ネットワークの後援名義使用の承認を受けようとするものは、あらかじめ様式第1号により申請を行うこと。ただし、様式第1号の内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

2 前項に規定する申請があった場合は、第3条及び第4条に掲げる承認基準について様式第2号により審査の上、承認をする場合は様式第3号により申請者に通知する。ただし、様式第3号の内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

3 本ネットワークの後援名義使用の承認にあたっては、会長決裁とする。ただし、例年、後援をしている事業(以下「例年後援事業」という。)については、事務局決裁とする。

(変更の届出)

第6条 本ネットワークの後援名義使用の承認を受けた団体は、当該承認を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに報告しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 本ネットワークは、本ネットワークの後援名義使用の承認を受けた団体が、次のいずれかに該当すると認められた場合には、承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正行為により後援の承認を受けた場合
- (2) 前条に規定する変更の届出をしなかった場合
- (3) その他不適当な行為があつた場合

(事業報告)

第8条 本ネットワークの後援名義使用の承認を受けた団体は、事業終了後速やかに様式第4号により事業実施報告書を提出しなければならない。ただし、その内容を掲載した任意の文書をもって代えることができる。

(例年後援事業の扱い)

第9条 この要領において「例年後援事業」とは、本ネットワークが後援し、特段の問題がなく、翌年度も主催者、事業内容等の変更がなく引き続き後援しようとする事業のことをいう。

2 例年後援事業であつても、主催者、事業内容等を変更した場合は、新規事業扱いとする。

附則

この要領は、令和7年月日から実施する。

第 号
年 月 日

静岡県青少年育成ネットワーク会長様

申請者(主催者) 住 所
名 称
代表者

後 援 申 請 書
(同報告書)

下記の事業について、静岡県青少年育成ネットワークの後援名義を使用したいので関係書類を添えて申請（報告）します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催期日、開催場所
- 3 主催者、共催者、後援者名
- 4 事業の目的及び概要
- 5 参加対象及び参加予定者数
- 6 入場料(出品料・参加料)の有無(有の場合は対象別の料金額等)
- 7 連絡先
- 8 その他

※ 添付資料

- (1) 団体の存在、事業運営の基礎を明らかにする書類(定款、規約、会則等)
 - (2) 団体の役員その他事業関係者の身分を明らかにする書類(役員名簿等)
 - (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類(開催要領、事業計画書等)
 - (4) 当該事業にかかる収支予算書
 - (5) その他参考資料(団体の過去の事業実績と他県等への後援名義申請状況を明らかにする書類等)
- ただし、本ネットワーク正会員団体及び賛助会員団体については、(1)、(2)は提出しなくてもよい。

申請者 連絡先 事業名 期間 又は開催年月日 実施場所	団体名 代表者 住所 責任者 TEL・Fax・E-mail	申請区分 新規申請事業 継続・新規 恒例後援事業
審査項目 （次の各項目に該当するか。）	適合 不適	摘要
団体の状況	公益社団・財団法人又は特別の法律に基づき設立された公益的性格を有する非営利型一般社団・財団法人	
	健全育成とその環境づくりのための静岡県青少年センターネットワークに加盟する団体	
	専ら青少年育成団体として、スポーツや文化の伝承などを通じて地域活動を推進している	
	NPO法人として、市民が主体となり自発的に社会貢献活動を行う非営利団体である	
	青少年の非行防止や健全育成など環境づくりに貢献している	
	収益目的事業又は物品等の販売・普及促進事業ではない	
	提出資料が適正で団体の基礎、存在が明確で事業遂行能力が十分有ると認められる	
	「静岡県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」の3に定義される者でない	
事業の要件	事業の目的が、青少年健全育成の推進に寄与するものと認められるか。	
	静岡県青少年センターネットワークを活用し、それ以後も連携強化に期待できるか。	

事業の要件	事業実施にあたって、運営方法や指導者等のスキル、経験等が備わっているか。			
	事業が全県に渡るか、青少年健全育成推進上広域に事業効果が期待できるか。			
	事業規模が相当にあり、補助額が予定内に達しているか。			
	申請予算書の收支科目は、対象科目となつており適正であるか。			
	公共性を有し、特定の団体等の親睦を目的とするものでない。			
	収益事業に類するものでなく、参加費等が適切であると認められるか。			
	特定の宗教活動又は政治活動を内容としていないと認められるか。			
	公序良俗に反しないもの、社会的な非難を受ける恐れのないものであると認められるか。			
その他確認事項	参加者等へアンケートを取るなど見える形で団体活動の継続、発展等を評価しているか。			
	過去に申請を何回行っているか、又は行っていないか。(回数表記)			
	過去の申請で事業計画・予算の修正・虚偽又は、手続きの不備を指摘されていない。			
	過去の申請で承認の条件を履行しなかったことがない。			
判 定	承認する 承認しない	(条件、理由等)		
特 記 項				

* 特記事項・各項目の摘要欄には、判断理由等を記載。